

社会厚生から考える薬価改定

早稲田大学教授

野口 晴子

2. 薬価切り下げの効果

2016年9月13日、厚生労働省が公表した「平成27年度医療費の動向」によれば、2015年度の医療費は遂に40兆円を超えた。前年度に比べ約1・5兆円(3・8%)の増加と、過去5年間で最も高い増加率を示した。なかでも調剤費の伸び率は最も高く、9・4%であった。

こうした背景として、C型慢性肝炎に対するソバルディ(リバピリン併用)やハーボニーなど、平均服用期間3か月での費用が約5000~6000万円になっている。

P₀では、消費者である患者と企業の利得はそれぞれ、三角形A_{P₀C}と台形P₀BECの面積となる。したがって、社会全体の利得は両者を合算し、台形ABEの面積で示される。今、P₀からP₁へ薬価を切り下げる、患者と企業の利得はそれぞれ、三角形AP₁Fと台形P₁BGF、社会厚生は台形ABG-Fの面積となる。

読者は既にお気づきだろうが、これによつて、消費者である患者の利得は、台形P₀P₁Fの面積のみが明らかに改善され、社会全体で見ても、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が見られる。さらに、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が改善する。さらに、他の企業の利得も、変化しないのか、それとも、変化しないのか、それはこの図からだけでは判別できない。

P₀では、消費者である患者と企業の利得はそれぞれ、三角形AP₀Cと台形P₀BECの面積となる。したがって、社会全体の利得は両者を合算し、台形ABEの面積で示される。今、P₀からP₁へ薬価を切り下げる、患者と企業の利得はそれぞれ、三角形AP₁Fと台形P₁BGF、社会厚生は台形ABG-Fの面積となる。

読者は既にお気づきだろうが、これによつて、消費者である患者の利得は、台形P₀P₁Fの面積のみが明らかに改善され、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が見られる。さらに、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が改善する。さらに、他の企業の利得も、変化しないのか、それとも、変化しないのか、それはこの図からだけでは判別できない。

1. 高額薬剤の保険適用をめぐつて

2016年9月13日、厚生労働省が公表した「平成27年度医療費の動向」によれば、2015年度の医療費は遂に40兆円を超えた。前年度に比べ約1・5兆円(3・8%)の増加と、過去5年間で最も高い増加率を示した。なかでも調剤費の伸び率は最も高く、9・4%であった。

こうした背景として、C型慢性肝炎に対するソバルディ(リバピリン併用)やハーボニーなど、平均服用期間3か月での費用が約5000~6000万円になっている。

現在、中央社会保険医療協議会(中医協)薬価専門部会では、適応拡大により市場規模が大幅に増大したオブジーボに限り、すでに、薬価の期中引下げを実施すべきか否かという、先例的な議論が行われている。

高額薬剤をめぐるこうした議論を、経済学的枠組みで整理してみよう。医療には代替可能な治療法が存在するうえに、様々な保障により患者の自己負担率が低く抑えられているので、実際にもっと複雑な議論が必要になるが、ここでは簡略化のため、独占市場の枠組みを用いる。横軸に当該薬剤に対する需要量と供給量、縦軸に薬価をとる(図参照)。図中の実線AHは、製薬企業が直面する需要曲線、実線BIは供給曲線を示している。

ただし、診療報酬という公定価格制度の下では政府による規

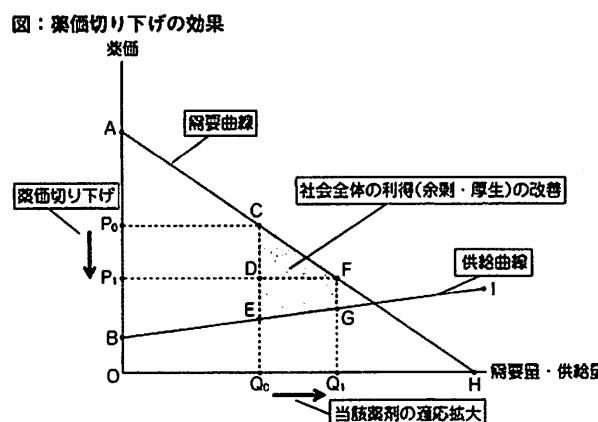
則が存在し、企業自身で価格と供給量を決定することはできない。また、日本で初めて承認された薬剤に関しては、海外価格との比較ができるないので、原価計算方式によって薬価が決定されることになる。これは、当該薬剤の生産にかかる費用を製薬企業が貰い、かつ、適正な事務報酬を得ることができるよう

い議論が行われている。

2018年度の次期改定を待たず、薬価の期中引下げを実施すべきか否かという、先例的な議論が行われている。

高額薬剤をめぐるこうした議論を、経済学的枠組みで整理してみよう。医療には代替可能な治療法が存在するうえに、様々な保障により患者の自己負担率が低く抑えられているので、実際にもっと複雑な議論が必要になるが、ここでは簡略化のため、独占市場の枠組みを用いる。横軸に当該薬剤に対する需要量と供給量、縦軸に薬価をとる(図参照)。図中の実線AHは、製

業報酬を得ることができるように



総費用が全体的に低下することを意味している。したがって、総費用の低下に従い、薬価をP₀からP₁へ調整する必要がある。では、薬価切り下げにより、患者と企業、そして、社会全体の利得はどちらを合算し、台形ABEの面積で示される。今、P₀からP₁へ薬価を切り下げる、患者と企業の利得はそれぞれ、三角形AP₁Fと台形P₁BGF、社会厚生は台形ABG-Fの面積となる。

読者は既にお気づきだろうが、これによつて、消費者である患者の利得は、台形P₀P₁Fの面積のみが明らかに改善され、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が見られる。さらに、社会全体で見ても、台形CEGFの面積が改善する。さらに、他の企業の利得も、変化しないのか、それとも、変化しないのか、それはこの図からだけでは判別できない。

3. 今後の薬価制度改革へ向けて

診療報酬制度の下、今後、薬価

企業の利得の変化は、切り下げ前の台形P₀BECと切り下げ後の台形P₁BGFとの面積の差に依存するため、需要量である患者数が実際どの程度増加するのか、薬価の切り下げの幅はどの程度か等の諸要因により、事情が異なってくる。

したがって、厚生労働省が打ち出した市場拡大再算定に対し、将来的なインベーションを阻害しかねないと批判があるが、薬価の切り下げ 자체が企業の利得にとって必ずしもマイナスに作用するとは限らない。これは、たとえ自身で価格と取引量を決定することができる独占企業であっても、当該市場における需要曲線を所与として、高価で少なく売るのか、あるいは、安価でより多くを売るのか、という経営戦略上のトレード・オフにさらされていることからも明らかである。

本格導入が予定されている費用対効果評価の役割は極めて重要である。そうした役割を担うとのできる評価者の育成、組織体制づくり、そして、更なるデータ整備を行うことが急務であり、国として、数兆円規模の医療費に見合うモニタリングを行なうためには、相当程度のコストを覚悟する必要があるだろう。